

1. 施設の使用について
この規定は、松江市立学校施設使用条例、松江市学校施設の開放に関する規則、美保関地域学校施設開放運営委員会設置要綱による。
2. 利用団体登録申請（地域開放の場合）
利用団体は、年度毎に、美保関中学校へ「学校施設利用団体登録申請書」と「会員名簿」、「学校施設利用申請書」を2部ずつ提出し、運営委員長、学校長の使用承認を受けること。登録は、利用会員の5人以上を美保関町内に在住する者で構成する団体に認める。
*町内在住を確認できない場合、代表者に、住所の確認できる文書の写しの提出を求めることもある。
3. 松江市立学校使用願（一般利用の場合）
使用の1ヶ月前までに、1ヶ月毎の利用日等を記入した「松江市立学校使用願」を2部提出し、学校長の使用承認を受けること。
4. 使用の優先
①学校教育活動等 ②町内利用 ③一般利用 ④その他
5. 使用簿の記入
・利用責任者は、屋外運動場を使用するごとに屋外運動場使用簿に記入すること。
（使用簿は、美保関中学校校庭側入口ポスト内にある）
6. 屋外照明施設の使用
①利用責任者が、照明施設利用の開錠、コイン投入により点灯すること。
*現在コイン投入システムが壊れているため、開錠の上、ブレーカーによる点灯・消灯を行う。（臨時的措置）
②使用が終了したら、施錠すること。
③年度末には鍵の返却を確実にすること。
*鍵は、第1回利用団体連絡会で利用団体責任者が中学校から借りて、確実に管理すること。
（当面の臨時的措置）
7. 使用上の注意
①夜間の使用時間は、19時から22時（野球場の整備、片付けを含む）までとする。時間厳守のこと。
②野球場の整備を確実に実施すること。
*内野のトンボがけをすること。マウンド、バッターボックスは、きちんと足跡をうめること。
*整備道具は、バックネット裏、器具庫横にきちんと片付けること。
③校地内すべてで水分補給以外の飲食は禁止する。出したゴミは持ち帰ること。
④校地内、施設内のすべて、禁煙とする。（指導者、利用者等全員）
⑤中学校駐車場は、校門近くの白線で囲まれた部分とする。その他の場所、屋外運動場内に駐車しないこと。（スクールバス全路線の運行終了後であれば、体育館前も可とする）
⑥トイレは、多目的広場のトイレを使用すること。
⑦登録内容や利用計画を変更する場合や、異常が発生した場合はすみやかに連絡すること。
美保関中学校 TEL（72-3838）（※平日8：10～16：55に限る）
8. 施設、設備の破損については、利用団体で弁償すること。
9. 使用料の支払い（一般利用の場合）
松江市より支払い請求がある。
10. 上記の使用規定に反する場合、利用団体登録・使用を中止にする。

附 則 この規定は、令和6年2月20日から施行する。